

るため、路網開設等に必要の人材の育成と併せ、路網整備を加速化させていくための支援を拡充する。

④ 機械化の推進等

森林経営の収益性の向上を図るためには、路網整備と併せて合理的な林業機械作業システムの導入が重要である。

また、最適な作業システムの導入に当たっては、林地傾斜、地形、地質、森林現況などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の規模、木材加工業の現状などの社会経済条件などを踏まえて決定すべきものであることから、今後、地域で合意・納得した方向と戦略を明らかにすることが必要である。

さらに、森林資源の成熟に伴う伐採木の径化や木質バイオマス需要の増大等の変化に対応する林業機械を開発するとともに、国内外の先進林業機械について、我が国の立地条件等に適合させるための改良とその評価・分析等を通じ、将来の作業システムの方向性を明らかにする。

加えて、生産性の高い作業システムを普及するため、林業機械のリースやレンタルの充実・活用を促進する。

(4) 担い手となる林業事業体の育成

① 持続的な森林経営を担う森林組合改革、林業事業体の育成

責任を持って森林経営計画（仮称）を作成するなど地域の森林経営を担い手とする組織体や、競争原理の下で効率的な施業を実施しうる林業事業体を育成するため、森林組合、民間事業体の役割を明確化しつつ、それぞれを早急に育成する。

森林組合については、施業集約化・合意形成、森林経営計画（仮称）作成を最優先の業務とし、系統全体の共通認識として醸成することが重要である。

このため、平成22年10月の全国森林組合大会において、これを最優先の業務として取り組むことが運動方針の中で位置づけられたことを受けて、全国及び都道府県単位で推進組織を設置するとともに、毎年度ごとに都道府県森林組合連合会から施業集約化等の実績の報告を受けて集計し、結果をフィードバックしながら取組を推進する。

また、森林組合において、毎年度、森林経営計画（仮称）の作成状況、計画に基づく森林整備の実行状況を明確にし、これらが適切に作成、実行されていない場合には、その原因と認められる員外利用の停止を求めるとの方向で、森林組合の総会手続や行政庁の組合検査によるチェックの仕組み、ルールづくり等を行う。具体的には、森林経営計画（仮称）の作成状況、計画に基づく森林整備の実行状況、員外利用との関係が適切かどうか総会で承認を得るとともに、都道府県森林組合連合会による森林組合への監査においてもチェックを行う。また、行政庁の組合検査において、森林経営計画（仮称）の作成、計画に基づく森林整備の実行状況が不適切と判断された場合には、その要因を分析するとともに、施業集約化への取組と員外利用等について、改善策の

作成・実行を求めることとする。

さらに、森林組合員から見て、経営内容がより明確に把握でき、効率化の努力、他の森林組合等との比較がチェックできるような決算書類の見直し、情報の開示を推進する。

林業事業体については、規模が小さい事業体が多く、機械化も進んでおらず、生産性が十分に上がっていないものが多い現状にある。木材自給率50%に向けた木材生産の拡大を図るためには、効率的な作業システムの導入及び機械化を促進し、木材生産性の高い林業事業体の育成が必要である。

こうした林業事業体を育成するに当たっては、まず、継続的に事業を営めるよう、事業量や森林所有者等からの信頼を確保することが不可欠であり、そのためには、事業実行能力、社会的信用、人事管理能力などを総合的に向上させるための新たな仕組みや手法を構築する必要がある。

このため、流域や市町村を単位として民有林・国有林それぞれの将来事業量が明確になる仕組みの検討を進めるとともに、発注者等が事業体の事業実行能力を客観的に評価できる仕組みを導入する。このほか、事業主による現場作業員等の客観的な人事評価や都道府県による雇用管理の指導が可能となるよう人事管理マニュアルやチェックリストを作成・配布する。さらに、国有林については、事業の発注や事業体の人材育成のためのフィールドの提供等を通じて事業体の育成に貢献する。

② イコールフットィングの確保

森林整備を計画的かつ効率的に実施していくためには、森林整備の仕事の質を確保しつつ、林業事業体における低コスト化への取組を促すよう、森林整備の担い手である林業事業体間の競争が働く仕組みを構築する必要がある。

このため、a. 施業集約化に向けた合意形成・計画づくり、b. 計画に従った事業実行、それぞれの段階で森林組合と民間事業体のイコールフットィングが確保される仕組みを導入する。

a. 施業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階

持続的な森林経営を実現していくためには、意欲と能力を有する者に対して森林経営の委託を進めることが重要であり、自ら森林施業を行い得ない森林所有者については、森林経営計画（仮称）の作成を通じて、段階的に森林施業の委託から森林経営の委託へ誘導していく必要がある。こうした観点からも、施業の集約化に必要な情報について、森林経営計画（仮称）を作成する意欲と能力を有する者には等しく提供する必要がある。

具体的には、意欲と能力を有する者に対して、平成22年9月に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」に基づき、集約化に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう都道府県に対する助言を行うとともに、市町村長が集約化に必要な情報の提供等を行うことを促すよう措置する。

b. 森林経営計画（仮称）に従って森林整備事業等を実行する段階

森林整備事業等を実施する際、計画作成者が明確かつ客観的な基準で事業実行者

を選択し、その選択結果と理由を明らかにすることで、競争の確保による事業実行の効率化と透明性を確保し説明責任を果たす仕組みを導入する。具体的には、総合評価落札方式を参考に、価格以外の技術力など事業実行能力を加味して事業実行者を選択できるよう、ガイドラインを示すとともに事業体情報を登録・評価する仕組みを導入する。

また、計画作成者は、事業実行者の選択結果と理由を森林所有者に報告するとともに、都道府県への事業実績報告書に事業実行者と森林所有者への報告状況を明記させることにより、関係者間で情報を共有し、選択結果や理由の透明性を確保し、森林所有者等への説明責任を果たすことを検討する。

さらに、森林経営計画（仮称）の作成に当たっては、必要な整備量を計画的かつ網羅的に明らかにしつつ、フォレスターによるチェックを働かせることにより安易な変更を防止し、員外利用の厳格化と相まって、いわゆる森林組合による抱え込みを抑制する。このようなイコールフッティングの確保と併せて、一定の能力を備えた森林組合、民間事業体によって、競争原理の下、効率的かつ質の確保された森林整備を推進する。

(5) 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大

木材自給率50%を達成するためには、需要者ニーズに応じた安定供給を実現することが不可欠である。このため、川上から川中・川下までのマッチング機能を備えた商流・物流の構築と価格変動に左右されにくい安定的取引を確立していくことが必要である。

また、効率的な流通体制づくりは、国有林と民有林との連携を強化することで効果を上げる必要がある。

併せて、川上側から計画的かつ安定的に供給される木材を最大限利用し、川上側への利益を還流させていくために、増加する供給量に対応した様々な分野における木材利用の拡大を図ることが必要である。

木材利用については、木材に固定された炭素を長期間にわたって貯蔵し地球温暖化防止機能を最大限に発揮させる観点から、建築物等のマテリアル利用から化石燃料を代替するエネルギー利用までカスケード化を推進する。

このため、以下のような取組を推進する。

① 質・量ともに輸入材に対抗できる効率的な加工・流通体制の整備

ア) 川上から川中・川下に至る流通体制の整備

計画的かつ安定的に供給される原木を、需要者側へ安定的に供給するためには、輸入材流通に匹敵する効率的な流通システムを構築することが必要である。このため、中間土場・市売市場などのストックヤード機能や、大型トレーラーの活用を含めた原木流通の低コスト化・効率化を推進する。また、ロットをまとめることにより、今まで利用が低位だったチップ用材等への利用を進め、森林資源の利

用率向上を図る。

具体的には、大口需要に対応できる安定供給を行うための物流拠点間のネットワークを構築するとともに、森林所有者からユーザーまでを範囲とした需給情報を受発信する体制の整備や、山元側の原木供給を取りまとめて大規模製材工場等の大口需要者との安定供給を実現するための協定の締結を推進する。また、大口需要への安定供給に対応したIT利用に基づく徹底した流通・在庫管理技術の開発と普及を推進する。

また、中間土場を適正に配置し、ロットの確保、仕分け、検知作業等による価値の付加と輸送の効率化を推進する。

イ) 輸入材に対抗できる加工体制の整備

今後、大径材が増加してくることも踏まえつつ、スギ・ヒノキ中心の国産材の利用を拡大するため、乾燥及び強度性能の明確化を推進し、集成材、乾燥材、JAS製品など品質、性能の確かな製品をハウスメーカー等の大口需要者へ安定的に供給できる加工体制の構築や技術開発・普及を推進する。

また、針葉樹化が進んでいる構造用合板をはじめ、コンクリート型枠用、フロア台板等の合板及びLVLの利用拡大を図るため、原木の安定供給体制の強化を進めるとともに、国産材利用に向けた技術開発・普及を推進する。

パルプ・チップへの利用については、国産材の比率が低い製紙用パルプでの利用拡大を図るため、間伐材をはじめとする国産針葉樹チップに係る効率的な検量方法の指針作成等、輸入針葉樹のパルプ・チップに対抗できる流通体制の整備や、広葉樹林からの供給体制の整備を推進する。

また、木材チップの総合的な利用拡大に向けた製紙、木質ボード、その他の木材チップ利用者への木材チップ工場による効率的な供給体制づくり及び利用者間の連携体制の構築等を推進する。

ウ) 国有林の貢献

国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりに努めるとともに、国有林にあっては、急激な木材価格の変動時に地域の需給動向に応じた供給調整を実施し、地域の林業・木材産業への影響を緩和するためのセーフティネットとしての機能を発揮する。

また、国有林にあっては、大口の需要者に対して原材料となる木材を安定的に供給する「システム販売」について、民有林との連携を図りつつ、これまで主として輸入材を利用してきた製材工場等を新たな販売先として積極的に新規開拓していくなど、国産材の安定供給体制の構築と併せて、木材利用の拡大に貢献する。

② 木材利用の拡大

ア) 公共建築物への利用

平成22年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、①低層の公共建築物について原則としてすべて木造化を図

るとともに、②高層・低層にかかわらず、内装等の木質化を推進するなど、国が率先して公共建築物における木材利用を推進する。

また、法律の周知徹底を図るとともに、特に、都道府県や市町村に対して、法律に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」の作成を働きかける等により、更なる木材利用の拡大を推進する。

併せて、公共建築物における地域材利用に対する支援を充実するとともに、公共建築物の整備に適した木材の調達を円滑に行うための体制の整備、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材育成等を推進する。

イ) 住宅等への木材利用

マンションの内装材や住宅のリフォーム分野における木材利用を推進するとともに、木のまち・木のいえづくりに向けた体制の構築や、地域の製材工場と工務店の連携や製材から住宅をつなぐ地域材認証などの仕組みづくりによる消費者のニーズに対応した特色ある家づくりなど、地域材の利用を推進する。

コンクリート型枠やガードレール、土木用資材への利用、耐火部材や省エネ部材、長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発・普及を推進する。

生活用品、パレット等輸送用資材等様々な分野への消費者のニーズに対応した国産材利用の供給体制整備を行う。

ウ) 木質バイオマスの総合利用

パーティクルボード、ファイバーボード、混練型WPC(ウッドプラスチックコンポジット)などの木質系材料の利用を推進するとともに、石炭火力発電所における混合利用等のエネルギー利用や、チップ・ペレット・薪等の木質バイオマスボイラーによる熱利用を推進するなど木質バイオマスの総合利用を図る。

また、「再生可能エネルギーの全量買取制度」の導入に向けて、経済産業省など関係府省とも連携を図り、木材のカスケード利用を基本とした間伐材等の利用促進方策を検討する。

さらに、木質バイオマス燃料の低コスト生産のための技術開発、木質バイオマス由来のプラスチック等の新たな用途の研究・技術開発を推進する。

他方、経営的・技術的に整合の取れた木質バイオマス利用の仕組みづくりと着実な普及体制の整備を推進するとともに、カーボン・クレジットの活用等により、木質バイオマスの利用に対するインセンティブを付与する取組を強化する。

エ) 木材の輸出促進

将来的に国内需要が頭打ちになることが見込まれる中、木材利用の拡大を図るため、木材の輸出を促進する。特に、今後木材需要の増加が見込まれる中国、韓国等を主なターゲットとして、スギ、ヒノキ等を利用した付加価値の高い木材製品についての輸出拡大を図る。このため、今後、a. 輸出先国の消費者ニーズに対応した新たな製品開発、b. 軸組ビルディングコードの海外輸出等輸出先国に関する規格・規制への対応、c. 輸出先国の商慣行の情報収集・提供等を戦略的に推進

する。

また、日本の木材の品質・性能の認知度向上、木造建築の技術支援、宣伝普及体制の整備等、木材輸出を推進するための体制の強化を図る。

③ 消費者等の理解の醸成

森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林資源を適切に整備しながら循環的に木材を利用していくこと（植える→育てる→使う→植えるという森林と木材利用のサイクル）の重要性について、消費者の理解を深める観点から、木の良さや大切さを学ぶ活動に対する支援を行う。

特に、青少年等に対する森林環境教育や木育について、文部科学省などの関係府省とも連携しつつ、その推進を図る。

また、木材利用に対する消費者の理解を醸成し、木材利用の拡大につなげていくため、地球温暖化防止や森林整備への貢献など国産材の環境貢献度の「見える化」について、木材の炭素貯蔵量等を評価・表示する手法を開発するとともに、企業等が木材、木製品に二酸化炭素排出削減効果の「見える化」に取り組めるよう、カーボンフットプリント（CFP）の試行制度に基づいた計算ルール（商品種別算定基準：PCR）の策定を推進する。

さらに、NPO等のネットワーク化を図りつつ、国産材の実需に結びつけていく運動を展開する観点から、「木づかい運動」を見直し、森林整備寄付金付き製品等の開発や環境貢献度の評価・表示に企業が取り組むようにするための運動を展開する。

一方、違法伐採対策については、企業、消費者への合法木材の利用の浸透が図られていない、市場において合法木材が差別化されていないといった課題に対応して、消費者の選択を促すことができるよう、合法性に加え、伐採地、樹種等の情報を製品に表示する等により、トレーサビリティの確保を図り、違法伐採対策を強化する。併せて、合法木材の普及拡大、信頼性の向上の取組を強化する。

（6）人材育成

以上のような取組を実効性のあるものにするために、市町村行政を補完するフォレスター制度の創設、森林施業プランナーの育成、能力向上、現場の技術者・技能者の育成、木材加工・流通・利用分野における人材の育成、及び人材育成体制の構築に取り組む。

① フォレスター制度の創設

新たな森林計画制度の下で、森林所有者等による持続的な森林経営を実現していくためには、実際に現場で指導・実行を担う市町村を技術面から支援することが必要である。

このため、森林計画の作成や路網作設等の事業実行に直接携わるなどの実務経験を有し、長期的視点に立った森林づくりを計画、指導できる技術者をフォレスター